平成２１年（フ）第１６３４号
神戸市兵庫区和田宮通３丁目２番３号、従前の住所神戸市長田区長田町３丁目２番11号
債務者　西畑　博司
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３５号
神戸市垂水区歌敷山１丁目５番32号メゾン歌敷山106号、前住所神戸市垂水区星陵台２丁目１番３―302号
債務者　今宮　有里
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３７号
神戸市長田区上池田５丁目４―27、住民票上の住所神戸市須磨区若草町１丁目２番地の５グランドパレス上須磨808号
債務者　豊村　隆守
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４３号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―716号
債務者　高野　由香
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４７号
神戸市北区鹿の子台北町４丁目26番５号
債務者　西村なつめ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５１号
神戸市灘区都通２丁目１番16号
債務者　西田由香里こと　李　　**糜稼**（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５５号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―2001号
債務者　玉出まさ子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６１号
青森市大字新城字山田222番地480
債務者　佐藤　義春
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
広島県福山市神辺町字道上2985番地５、旧住所広島県福山市東深津町３丁目８番18号
債務者　井上　誠治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８５７号
熊本市秋津２丁目５番22号　コーポサンライン201
債務者　大田黒由美子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０８０号
熊本市帯山３丁目７番28号
債務者　前田真奈美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２７７号
山口市大内御堀569番地１　クレール金成Ａ202
債務者　椿　　歩（旧姓山根・澤野）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
山口市小郡下郷1277番地１　アメニティーマンションタナカ305号
債務者　石井　秀明
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
山口県防府市迫戸町11番26号
債務者　谷口　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
山口市大内御堀841番地１
債務者　佐々木康成
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
山口市下小鯖887番地11
債務者　安井　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
山口市江崎2513番地36
債務者　福村　直也
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係